

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 決裁規程

昭和 61 年 7 月 22 日
神 社 協 規 程 第 4 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会の会長の職務権限に属する事務の決裁に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 専決 会長又は会長の権限の受認者の権限に属する事務を常時その者に代って決裁することをいう。
- (2) 代決 会長、会長の権限の受認者又は専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）が決裁すべき事務を決裁責任者が不在のとき又は事故あるときもしくは欠けたとき（以下「不在」という。）一時決裁責任者に代って決裁することをいう。

(事務の代決)

第 3 条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指定した順位によって副会長がその事務を代決することができる。

- 2 会長、副会長がともに不在のときは、常務理事がその事務を代決することができる。
- 3 常務理事が不在のときは、事務局長が常務理事の権限に属する事務を代決することができる。
- 4 事務局長が不在のときは、次長が事務局長の権限に属する事務を代決することができる。

(代決の権限)

第 4 条 前条の代決は、急施を要するもの（特に重要又は異例と認められるものを除く。）又はあらかじめ決裁責任者の指示を受けたものに限る。

(後関等)

第 5 条 代決した事項については、すみやかに当該事務の決裁責任者へ報告し、又は後関を受けなければならない。ただし、軽易なものについてはこの限りでない。

(会長の決裁事項)

第 6 条 会長は、次に掲げる事項を決裁する。

- (1) 役員会に付議する事項の決定又は協議を要する事項の決定
- (2) 重要な資産の管理方法及び処分決定
- (3) 規程等の施行細則の制定及び改廃
- (4) 借入金の決定
- (5) 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会事務局規程（以下「事務局規程」という。）第 1 条に定める職員（ただし非常勤職員を除く）の任免、懲戒及び賞罰
- (6) 副会長の旅行命令
- (7) 役員及び評議員の 5 日以上の旅行命令
- (8) 特に重要な通知、広告、申請、届出、報告、照会及び回答

(9) 訴訟その他の争訟に関する決定

(常務理事の専決事項)

第7条 常務理事は、次に掲げる事項を決裁する。

- (1) 役員(会長、副会長を除く)、評議員の5日未満の旅行命令並びに事務局長の旅行命令
- (2) 重要な通知、広告、申請、届出、報告、照会及び回答
- (3) 予備費の充当及び予算の使用
- (4) 予算の執行及び契約の締結
- (5) 固定資産の除却及び処分
- (6) 事務局規程第1条第2項に定める職員のうち、非常勤職員の任免、懲戒及び賞罰
- (7) 前各号に準ずる事項の決定

(事務局長の専決事項)

第8条 事務局長は、次に掲げる事項を決裁する。

- (1) 事業計画の執行
- (2) 職員の旅行命令及び復命の受理
- (3) 職員の有給休暇の承認
- (4) 職員の療養休暇、特別休暇、介護休暇の承認
- (5) 職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令
- (6) 職員の扶養親族の認定
- (7) 職員の住居手当及び通勤手当に関する確認及び決定
- (8) その他就業規則に定める諸届の受理
- (9) 事務局規程第1条第1項第4号、第5号、及び第2項に定める職員の配置並びに事務分担の決定
- (10) 通知、広告、申請、届出、報告、照会及び回答
- (11) 30万円以下の予備費の充当及び予算の使用
- (12) 1件の金額が30万円以下の予算の執行及び契約の締結
- (13) 1件の帳簿価格が10万円以下の固定資産の除却及び処分
- (14) 支出命令
- (15) 建物及び物品の維持管理
- (16) 現金、有価証券及び担保物件の出納保管
- (17) 各種委員会等の開催及び決定事項の執行
- (18) 前各号に準ずる事項の決定

(専決の権限)

第9条 前2条の規定にかかわらず、特命のあった事項、重要もしくは異例と認められる事項、新規な事項又は疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和 61 年 7 月 22 日から施行する。
- 2 この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。(改訂第 2 号)
- 3 この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から適用する。(改訂第 38 号)
- 4 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。(改訂第 64 号)
- 5 この規程は、平成 19 年 12 月 20 日から施行する。(改訂第 71 号)
- 6 この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。(改訂第 90 号)